

議案第 17 号

公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年日出町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表日出町豊岡地区公民館の項中「5586 番地」を「5586 番地 1」に改め、同表日出町川崎地区公民館の項中「2 の 868 番地 1」を「868 番地 2」に改め、同表日出町南端地区公民館の項中「3731 番地 3」を「3731 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町地籍調査事業の成果等による公民館の位置の地番の変更を反映させるため提出する。